

十九号) 第四章その他の個人情報の保護に関する法令(条例を含む。)の規定にかかるらず、これらの規定による開示、訂正(追加又は削除を含む。)、利用の停止、消去又は提供の停止を求めることができるい。

(報告の徵収)

第三十六条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報の提供を受けた者(都道府県知事及び市町村長を除く。次条において同じ。)又は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに関する事務若しくは業務の委託を受けた者に対し、これら的情報の取扱いに関する報告をさせることができる。

(助言)

第三十七条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第二節の規定により全国がん登録情報又は都道府県がん情報の提供を受けた者に対し、これらの情報の取扱いに関する必要な助言をすることができる。

(勧告及び命令)

四一

第三十八条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前条に規定する者が第三十条第一項、第三十一条第一項又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において個人の権利利益が不当に害されるおそれがあると認めるときは、当該者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前二項の規定にかかわらず、第三十六条に規定する者が第三十条、第三十一条又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ぜることができる。

第六節 雜則

(都道府県等の支弁)

四二

第三十九条 第二節の規定により都道府県知事が行う事務の処理に要する費用は、都道府県の支弁とする。

- 2 第十一条第一項及び第二項の規定により市町村長が行う事務の処理に要する費用は、市町村の支弁とする。

る。

(費用の補助等)

第四十条 国は、政令で定めるところにより、前条の費用の一部を補助するものとする。

- 2 国は、病院等における届出に必要な体制の整備を図るため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(手数料)

第四十一条 第二十二条第三項又は第四項の規定により国立がん研究センターから全国がん登録情報又はその匿名化が行われた情報の提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国立がん研究センターに納めなければならない。

2 前項の規定により国立がん研究センターに納められた手数料は、国立がん研究センターの収入とする。

- 3 都道府県は、第二十二条第八項又は第九項の規定による都道府県がん情報又はその匿名化が行われた情

四三

四四

報の提供の事務の一部を第二十四条第一項の規定により委任する場合であつて、地方自治法第二百一十七条の規定に基づきこれら情報の提供に係る手数料を徴収する場合においては、当該委任を受けた者からこれら情報の提供を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該委任を受けた者へ納めさせ、その収入とすることができる。

(施行の状況の公表等)

第四十二条 厚生労働大臣は、国立がん研究センター及び都道府県知事に対し、この章の規定の施行の状況について報告を求めることができる。

- 2 厚生労働大臣は、毎年度、前項の報告その他のこの章の規定の施行の状況に関する事項を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(厚生労働省令への委任)

第四十三条 この章に定めるもののほか、全国がん登録データベースへの記録の方法その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 院内がん登録等の推進

(院内がん登録の推進)

第四十四条 専門的ながん医療の提供を行う病院その他の地域におけるがん医療の確保について重要な役割を担う病院の開設者及び管理者は、厚生労働大臣が定める指針に即して院内がん登録を実施するよう努めるものとする。

2 国は、前項の院内がん登録の実施に必要な体制の整備を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

3 都道府県は、第一項の院内がん登録の実施に必要な体制の整備を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(がん診療情報の収集等のための体制整備)

第四十五条 国は、がん医療の提供を行う病院及び診療所の協力を得てがん診療情報を収集し、これを分析する体制を整備するために必要な措置を講ずるものとする。

第四章 がん登録等の情報の活用

(国及び地方公共団体による活用)

四五

四六

第四十六条 国及び都道府県は、全国がん登録及びがん診療情報の収集により得られた情報を利用して得られた知見を、幅広く収集し、当該情報を利用して自ら行つたがんに係る調査研究により得られた知見と併せて、がん対策の充実を図るために活用するものとする。

2 国及び都道府県は、前項に規定する知見に基づき、がん医療の提供を行う病院及び診療所に対し、その提供するがん医療の分析及び評価に資する情報その他のがん医療の質の向上に資する情報を提供するものとする。

3 国及び都道府県は、第一項の情報を利用して作成した統計その他同項に規定する知見について、国民が理解しやすく、かつ、がん患者のがんの治療方法の選択に資する形で公表するよう努めるとともに、これらを活用したがん患者及びその家族その他国民に対する相談支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

4 市町村は、第十九条第一項及び第二十一条第二項の規定により提供を受けた全国がん登録情報、都道府県がん情報等を活用して、その行うがん検診の質の向上その他のがん対策の充実に努めるものとする。

(病院及び診療所による活用)

第四十七条 がん医療の提供を行う病院及び診療所の管理者は、当該病院及び診療所に係るがん診療情報、第一十条の規定により提供を受けた情報、前条第二項の情報等を活用して、がん患者及びその家族に対してがん及びがん医療について適切な情報の提供を行うよう努めるとともに、その提供するがん医療の分析及び評価等を通じたその質の向上に努めるものとする。

(研究者による活用)

第四十八条 全国がん登録及びがん診療情報の収集により得られた情報の提供を受けた研究者は、その行うがんに係る調査研究を通じて、がん医療の質の向上等に貢献するよう努めるものとする。

第五章 雜則

(人材の育成)

第四十九条 国及び都道府県は、がん登録に関する事務又は業務に従事する人材の確保及び資質の向上のため、必要な研修その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(意見の聴取)

第五十条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、第十五条第二項に規定する審議会等の意見

四七

四八

を聽かなければならない。

一 第二条第一項、第十五条第一項、第二十二条第一項第二号及び第二項、第二十七条並びに第三十二条の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合

二 第五条第一項第四号から第七号まで、第九号（死亡の原因に関する事項を定める厚生労働省令に係る部分に限る。）及び第十号、第六条第一項第四号から第七号まで及び第九号、第十七条第一項第三号並びに第二十条（生存確認情報を定める厚生労働省令に係る部分に限る。）の厚生労働省令の制定又は改廃をしようとする場合

(事務の区分)

第五十一条 第六条（第三項及び第四項を除く。）、第七条、第八条第一項、第十条第一項（第十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第十二条の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六章 罰則

第五十二条 第二十八条第一項から第六項まで又は第三十二条の規定に違反して全国がん登録情報等又は都

道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十三条 第二十八条第五項又は第六項の規定に違反して秘密（全国がん登録情報等又は都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密を除く。）を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十九条第一項から第五項までに規定する者 その事務に関して知り得た当該各項に規定する情報
- 二 第二十九条第六項に規定する者 その業務に関して知り得た同項において準用する同条第一項、第三項又は第五項に規定する情報

三 第三十四条に規定する者 その事務又は業務に関して知り得た同条に規定する情報（匿名化が行われていない情報に限る。）

第五十五条 第二十八条第七項の規定に違反して届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らした者は、

六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第五十六条 第三十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第三十四条に規定する者が、その事務又は業務に関して知り得た同条に規定する情報（匿名化が行われていない情報を除く。）を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、五十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第三十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第五十二条から第五十五条まで及び第五十七条の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

第六十条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十六条又は第五十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又

は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定のある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、附則第三条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第一条 この法律の施行の日（以下「この項及び次条において「施行日」という。）前に開始されたがんに係る調査研究として政令で定めるものが、その規模その他の事情を勘案して、施行日後に、その対象とされている者（施行日前から対象とされている者その他これに準ずる者として政令で定める者に限る。）の第二十一条第三項第四号又は第八項第四号の同意を得ることが当該がんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすものと認められる場合として政令で定める場合に該当するものである場合において、当該対象とされている者について、これらの同意に代わる措置として厚生労働大臣が定める指針に従つた措置が講じられているときは、当該がんに係る調査研究を行う者が同条第三項又は第八項の規定による提供の求めを行つた場合における当該対象とされている者に係る全国がん登録情報又は都道府県がん情報の提供については、同条第三項第四号又は第八項第四号の規定は、適用しない。

2 厚生労働大臣は、前項の政令の制定若しくは改廃の立案をし、又は同項の指針を定め、若しくは変更しようとするときは、あらかじめ、第十五条第二項に規定する審議会等の意見を聽かなければならない。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、施行日前においても、第十五条第二項に規定する審議会等の意見を聽くことができるのである。

- 一 第一条第一項、第十五条第一項、第二十二条第一項第一号及び第二項、第二十七条、第三十一条並びに前条第一項の政令の制定の立案をしようとするとき。
二 第五条第一項第四号から第七号まで、第九号（死亡の原因に関する事項を定める厚生労働省令に係る

部分に限る。) 及び第十号、第六条第一項第四号から第七号まで及び第九号、第十七条第一項第三号並びに第二十条(生存確認情報を定める厚生労働省令に係る部分に限る。)の厚生労働省令の制定をしようとするとき。

三 前条第一項の指針を定めようとするとき。

- 2 都道府県知事は、第十八条第一項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めようとするときは、施行日前においても、同条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議することができる。
- 3 市町村長は、第十九条第一項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めようとするとときは、施行日前においても、第五条第一項の規定による全国がん登録データベースの整備その他のこの法律に基づく全国がん登録の実施に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

- 4 国立がん研究センターは、施行日前においても、第五条第一項の規定による全国がん登録データベースの整備その他のこの法律に基づく全国がん登録の実施に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案して必要があると認めるときは、全国がん登録のための情報の収集の方法、全国がん登録情報の利用及び提供の在り方その他がん登録等に関する施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の一部改正)

第五条 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条に次の二項を加える。

- 2 国立がん研究センターは、前項の業務のほか、がん登録等の推進に関する法律(平成二十一年法律第一号)の規定に基づき、全国がん登録の実施に関する事務を行う。

第二十四条第一項中「第十三条第一号」を「第十三条第一項第一号」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

がん登録等の推進に関する法律（平成二十 五年法律第 号）	第六条（第三項及び第四項を除く。）、第七条、第八 条第一項、第十条第二項（第十三条第二項において準 用する場合を含む。）及び第十二条の規定により都道 府県又は市町村が処理することとされている事務
---------------------------------	--

（土地収用法の一部改正）

第七条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十四号の三中「第十三条第一号」を「第十三条第一項第一号」に改める。

（政令への委任）

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となつてゐる等がんが国民の生命及び健康にとつて重大な問題となつてゐる現状に鑑み、がん対策基本法の趣旨にのつとり、がん医療等の質の向上及びがんの予防の推進、国民に対するがん、がん医療等及びがんの予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施するため、全国がん登録の実施並びにこれに係る情報の利用及び提供、保護等について定めるとともに、院内がん登録等の推進に関する事項を定め、あわせて、がん登録等により得られた情報の活用について定めることにより、がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究を推進し、もつてがん対策の一層の充実に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に伴い必要となる経費

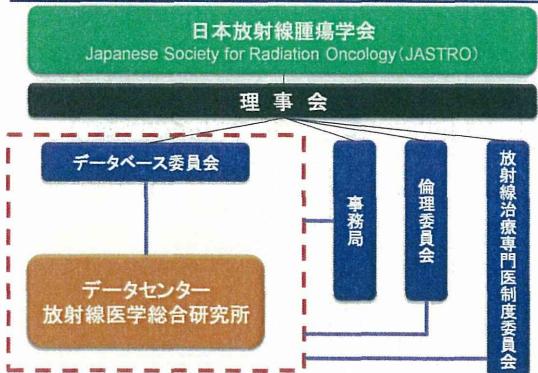
この法律の施行に伴い必要となる経費は、平年度約二十三億二千万円の見込みである。

JNCDB 本格運用

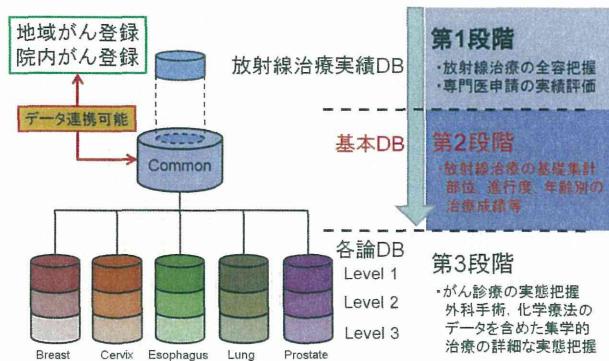
JNCDB本格運用進捗

大阪大学大学院医学系研究科
沼崎 穂高
手島 昭樹

運営組織



DB概要



基本DB項目の見直し

□ 基本DB項目の見直し

12/23

詳細は次発表

□ 各論DBは変更せず

□ 訂正版DBソフトウェアをJASTRO HPにUpload予定



放射線治療症例全国登録 進捗

□ JASTRO理事会

- 1月11日の理事会にて本格運用承認
- 第2段階として基本DBのデータを収集する
- 協力施設をどの範囲まで広げるか
(最終的には放射線治療全施設)

□ 倫理審査

- JASTRO倫理委員会へ申請準備中
- 承認後、放医研倫理委員会へ申請



東邦大学

生命の科学で未来をつなぐ

JNCDB本格運用 基本DB項目改訂について

寺原 敦朗、中村 和正、篠田 充功

基本DB項目改訂

- ・旧ROGADの項目をベースとしている
- ・必要と思われる項目を本班会議で提案、追加
- ・JASTROデータベース委員会でも議論
 - 但し固まっている部分あり
- ・JASTRO症例調査の項目ともなる
 - ころころ変わるもの困る
- ・基本DB項目をauthorizeする必要あり
- ・RISベンダーにとっても項目搭載しやすくなる

JASTROデータベース小委員会開催

- ・データ項目を検討し、議論の収束へ
- ・その結果を委員会に諮り最終決定へ
- ・2013年12月23日(月、祝日)13-18時
- ・東邦大学医療センター大森病院5号館地下会議室(5B3)
- ・参加者
 - 委員長 寺原(東邦大森)、副委員長 中村(九大)
進行 篠田(伊那中央病院)、沼崎(阪大)、
岡嶋(近畿大奈良)、関口(聖路加)、豊田(NTT関東)、
熊野(金沢大)、西村(静岡県立がんセンター)

基本DB項目改訂

- ・小委員会において項目について議論、改訂承認
- ・データベース委員会での承認
 - 改訂項目をauthorizeする
- ・JASTRO HPで公開
 - 項目、DBソフト(Filemaker)
- ・RISベンダー等への開示
 - 入力項目を合わせていただく

RISベンダー各社へのお願い

- ・症例登録に関する問題
 - 如何に最小限の労力で、信頼性の高いデータを集積するか
- ・診療のためにRISに入力するデータを可能な限りそのまま症例登録のデータとしても用いたい
- ・今回authorizeされる予定の項目に合わせていただきたい
- ・症例登録データの書き出しが可能?

項目改訂にあたっての主な議論点 1

- ・疾患名(新規項目)
 - 原発部位の上位項目
 - JASTRO構造調査の分類項目(脳・脊髄腫瘍、頭頸部腫瘍...)にひも付き
→構造調査における症例数算出が容易になる
 - UICC TNM分類や他の汎用される病期分類がある疾患
 - リスト選択を基本、ないものは自由入力

項目改訂にあたっての主な議論点 1

- ・疾患名(新規項目)
 - 舌癌は分かれていたが(ガイドラインで分かれているため)、TNM分類が同じである口唇癌、口腔癌とまとめる
 - 良性疾患は?
 - 血管腫、動静脈奇形、バセドウ病、ケロイド、翼状片
 - 木村氏病、三叉神経痛、脾機能亢進症など

項目改訂にあたってのその他の議論点 1

- ・今回の治療
 - 新鮮、再発、その他、不明 のみに
- ・治療方針
 - 根治・準根治、緩和、その他、不明 のみに
- ・併用療法
 - 照射の方針はなくし、併用療法で記載
 - 手術や化学療法などとの併用、順番も含め

RIS入力項目について 1

- ・authorizeされた項目に合わせて、各施設のシステムを変更可能?
 - 調査項目決定(変更)に伴い、可能な限り速やかに変更
 - 可能であれば、次年の調査に間に合うように

項目改訂にあたっての主な議論点 2

- ・CTV/照射部位
 - 旧照射部位
 - 旧ROGADでは、ICD-Oコード部位からの選択
 - 必ずしも適切は照射部位の表現とならない
 - 子宮頸癌全骨盤照射 → 照射部位が子宮頸部に
 - 自由入力に
 - ICD-Oコード項目は残すが、利用は任意に

項目改訂にあたってのその他の議論点 2

- ・外照射カテゴリー
 - 原発巣・原発領域、所属リンパ節、遠隔転移、予防領域、その他、不明から複数選択も可に
- ・施設治療状況(新規項目)
 - 新規登録、既登録、不明
 - 新規患者かどうか、すぐにわかるように

RIS入力項目について 2

- ・ユーザーによるカスタマイズが可能にならないか?
 - 項目の追加
 - マスターの追加
 - マスターのカスタマイズ(ひも付けも含め)
- ・既入力項目からの選択も可能に?
- ・項目書き出しへ?
 - ユーザーにより設定可能に?
 - データベース(Filemaker)への取込み

基本DB項目改訂

- ・ 小委員会において項目について議論、改訂承認
↓
- ・ データベース委員会での承認
 - 改訂項目をauthorizeする
- ・ JASTRO HPで公開
 - 項目、DBソフト(Filemaker)
- ・ RISベンダー等への開示
 - 入力項目を合わせていただく

東邦大学

2013/12/23 データベース小委員会 議事メモ

ROGAD 基本項目

青文字部分は症例調査では収集しない（データ項目としては使用する。）

1-1.患者情報

項目名	旧 DB 項目	コメント
ID	JNCDB ID	病院で扱っている ID とは異なる 1 部位 1ID となるような番号。
院内番号	院内番号	当該患者の各施設での病歴番号入力する。間にダッシュ、コロン、ピリオド、英字、仮名などに入る場合もそのままこれらを入力する
放射線治療番号_外照射		施設によって番号を持っていない施設もある。 空欄可能とする。施設利用。
放射線治療番号_小線源		外照射と小線源を別番号で管理する施設用。 空欄可能とする。施設利用。
患者氏名_漢字	患者氏名(漢字)	
患者氏名_かな	患者氏名(カナ)	症例登録に関しては「カナ」で提出するように。ソフト上では「かな」とする方が入りしやすい。
性別	性別	値一覧：男, 女
生年月日	生年月日	
照射開始時年齢	年齢	照射開始日から計算
照射開始時郵便番号	郵便番号	
照射開始時住所都道府県	都道府県	
照射開始時住所	住所	

ID に関して

追跡調査のことも考えて個人を紐付できる番号は必要。1 部位 1 レコードなので同一患者なのかを識別できるような番号振りにすること（枚番をつける等）。他施設間での患者の重複は今回考えていない。脳外科ガンマナイフと放射線治療科リニアックで同じ番号の場合があるのでソフト上で振り分けられる方が良い。再発も登録するので患者の重複は管理できるような仕組みが必要。

患者氏名

漢字文書以外は漢字部分にカナを入れる。

1-2. 患者付帯情報

項目名	旧 DB 項目	コメント
照射開始時 ECOG_PS	PS	値一覧：0, 1, 2, 3, 4, 不明
照射開始時 Karnofsky_PS		値一覧：100, 90, 80, 70, 60, ..., 10, 不明
重複癌	重複癌の有無	値一覧：なし, あり（同時）, あり（異時）, あり（時期不明）, 不明
照射歴		値一覧：なし, あり, 不明
重複癌メモ		これまで入力したデータの救済として、以前の重複癌疾患などを入力
初診日		JRS 専門医研修記録簿に対応 オプション
依頼科		JRS 専門医研修記録簿に対応 オプション

重複癌

頭頸部癌などで、ルーチンで内視鏡を行う場合に重複癌（食道癌）が必ず見つかる場合がある。

古い要項（診断時までに発見され、またはすでに治療を受けた重複癌について入力する）を変更する。

説明文章が必要。同時・異時の項目も付け加える。照射歴の「あり」、「なし」、「不明」を追加。

2.腫瘍情報

項目名	旧 DB 項目	コメント
疾患名		値一覧：別表 1
原発部位	原発部位	ICD-O 第 3 版に準じる
原発部位 ICD-O コード	部位コード	ICD-O 第 3 版に準じる
病理組織	病理組織	ICD-O 第 3 版 + 各種がん取扱い規約病理名
病理組織 ICD-O コード	部位コード	ICD-O 第 3 版に準じる。コードがないものも、
原発部位側性		乳癌など、左右の別が必要な疾患に対応 値一覧：bil, lt, rt
病期分類名 1		値一覧：別表 1
CPR1	CPR	値一覧：c, p, r, yc ,yp, yr
T1	T	値一覧：UICC TNM 7 版の細分類に対応
N1	N	値一覧：同上
M1	M	値一覧：同上
Stage1	Stage	値一覧：同上
G1	G	値一覧：同上
病期分類名 2		新設：Secondary Stage の記録先として
cpt2		新設：同上, 値一覧：c, p, r, yc ,yp, yr
T2		新設：同上, 値一覧：T1 と同様
N2		新設：同上, 値一覧：N1 と同様
M2		新設：同上, 値一覧：M1 と同様
Stage2		新設：同上, 値一覧：Stage1 と同様
G2		新設：同上, 値一覧：G1 と同様
JASTRO 構造調査用疾患分類		値一覧：別表 1 (右欄)

疾患名

口唇癌および口腔癌と舌癌は TNM 分類が同じでありまとめる（放射線治療ガイドラインで分かれていた）。

原発部位

原発不明の場合は原発不明として、発見部位を入力はしない。Null 値は許さない。

治療途中、治療後に原発が判明した場合、書き換えると、原発不明癌の治療の記録が残らなくなる。治療の意図が必要なのか、実際の部位が必要なのかを考える必要がある。ルール作りをする必要がある。

病理組織

各種がん取扱い規約病理名を追加している。Null 値は許さない。

病理組織情報がない場合は自由入力で入力する。その場合コードは空欄でも OK とする。ルール作りが必要。clinical malignancy。
コメント欄で対応する。

病理組織 ICD-O コード

日本の規約に対応したため ICD-O コードが存在しないものがあるので入力欄の空欄を許容する。

原発部位側性

両側乳癌の場合は、別疾患として 2 レコード入力することの説明文章が必要。両側乳癌の治療は構造調査では 1 患者とする必要があるので、同一患者を識別できる枝番を付けた ID が必要となる。

JASTRO 構造調査用疾患分類

良性腫瘍を良性疾患に変更。

3. 治療情報

3-1. 治療方針

項目名	旧 DB 項目	コメント
今回の治療	今回の治療	値一覧：新鮮，再発，不明（別表 2 説明参照）
施設放射線治療状況		値一覧：新規登録，既登録，不明
治療方針	治療方針	値一覧：根治・準根治，緩和，その他，不明
併用療法	治療方法	値一覧：別表 3
外来・入院	外来・入院の区分	値一覧：外来，入院，不明

今回の治療

がん登録は、初回で経過観察した場合は、その後の治療は「初回治療」ではなくなるが、それとは合わせる必要はない。長い経過観察期間に何らかの治療が行われた場合は「再発」となる。

施設放射線治療状況

値一覧を新規登録、既登録、不明とする。要項、注意書きに「別疾患は新規登録してください。」などと記載する。

照射方針・治療方針

照射方針は解釈が多様になるため、治療方針で統一

値一覧を根治・準根治、緩和、その他、不明とする。

併用療法

温熱療法を入れ、入力すると特殊治療の部分が自動で入るようにする。入力をマトリックスにする（別表 3 参照）

3-2. 外部照射

項目名	旧 DB 項目	コメント
外部照射開始日	照射開始日	
外部照射終了日		
投与総線量	投与線量	単位 ; Gy
照射日数	照射日数	
分割回数	分割回数	
外照射カテゴリー	外照射カテゴリー	値一覧：原発巣・原発領域、所属リンパ節、遠隔転移、予防領域、その他、不明
CTV/照射部位	照射部位	自由入力
外部照射 ICD-O コード	部位コード	
線種	線種	値一覧：Photon, Electron, Proton, Carbon, Boron neutron
エネルギー1	エネルギー	値一覧：施設固有の線量を初期入力
エネルギー2	エネルギー	値一覧：施設固有の線量を初期入力
単位	単位	値一覧：MV, MeV, MeV/n
治療担当医		
指導医		
特殊照射		JASTRO 構造調査項目に対応 値一覧：別表 4
治療加算		値一覧：画像誘導放射線治療加算、呼吸移動対策(追尾 or 追尾以外) 加算 オプション
放射線治療管理料 1		JASTRO 構造調査項目に対応 オプション 値一覧：単純、中間、複雑、IMRT
放射線治療管理料 2		同上、値一覧：同上 オプション
照射技法		JRS 専門医研修記録簿に対応 オプション 値一覧：別表 5
1 回線量		JRS 専門医研修記録簿に対応 オプション
外照射メモ		

外照射カテゴリー

原発巣、原発領域→原発巣・原発領域とする。リンパ節転移、所属リンパ節→所属リンパ節とする。

値一覧を原発巣・原発領域、所属リンパ節、遠隔転移、予防領域、その他、不明とする。要項などで説明文を付ける。

治療対象転移部位

肝を追加する。

外部照射 ICD-O コード

必須にしない。

線種

Boron neutron を追加する。

エネルギー

エネルギー欄を 2 つに増やす (Photon, Electron のエネルギーを区別するため)。

3-3. 小線源治療

3-3-1. 密封小線源治療

項目名	旧 DB 項目	コメント
小線源部位	照射部位	
小線源部位 ICD-O コード	部位コード	
密封線源	線源	値一覧: Ir-192, Au-198, Co-60, Cs-137, I-125, Sr-90, Ru-106, その他
線量率	線量率	値一覧: LDR, HDR
照射方法	照射方法	値一覧: 腹内, 管内, 組織内, モールド, その他
一回線量	照射線量	単位: Gy
分割回数	分割回数	
総線量		新設: 一回線量が、治療ごとに異なる可能性もあり total の線量を入力する必要あり
密封小線源治療開始日	治療開始日	
密封小線源治療終了日		
密封小線源治療日数	照射日数	
小線源担当医		
小線源指導医		
3 次元治療計画		値一覧: なし, 三次元治療計画あり オプション

線量率

MDR を削除して、LDR と HDR は残す。

3 次元治療計画

項目名を要検討。

3-3-2. 非密封線源治療

項目名	旧 DB 項目	コメント
非密封線源		値一覧: I-131, Sr-89, Y-90, Ra-226, その他
投与量		単位: MBq
投与回数		
投与日		
非密封担当医		新設: 担当者複数入力可

3-4. 治療評価情報

項目名	旧 DB 項目	コメント
放射線治療完遂度	放射線治療完遂度	値一覧: 予定治療完遂, 予定治療完遂(8 日以上の中断あり), 予定の 50%未満で中止, 予定の 50%以上で中止, 進行程度不詳で中止, その他, 不明
一次効果	一次効果	値一覧: CR, PR, SD, PD, 症状改善あり, 症状改善なし, 評価できる病巣なし, その他, 不明

4. 予後情報

項目名	旧 DB 項目	コメント
生死の状況	生死の状況	値一覧: 非担癌生存, 担癌生存, 担癌不詳生存, 原病死, 不明死, 消息不明
最終確認日	最終追跡日	
再発の有無	再発の有無	値一覧: なし, あり, 不明
再発確認日	再発確認日	
再発部位	再発部位	値一覧: 局所(照射野内), 局所再増悪(non-CR), 所属リンパ節(照射野内), 所属リンパ節(照射野外), 遠隔転移, 不明
再発部位詳細	再発部位詳細	
再発治療の有無		値一覧: なし, あり, 不明
再発治療内容詳細		
有害事象の有無	有害事象の有無	値一覧: なし, あり, 不明
有害事象確認日 1	有害事象確認日	
有害事象発生部位 1	有害事象発生部位	
有害事象グレード 1	有害事象グレード	値一覧: 0,1,2,3,4,5
有害事象確認日 2		
有害事象発生部位 2		

有害事象グレード 2	値一覧 : 0,1,2,3,4,5
有害事象確認日 3	
有害事象発生部位 3	
有害事象グレード 3	値一覧 : 0,1,2,3,4,5
続発がんの有無	二次発がんの有無
続発がん確認日	二次発がん確認日
続発がん部位名	二次発がん部位名
続発がんフリーコメント	値一覧 : 疾患名 (別表 1)と同じ

放射線治療完遂度

「8日以上の中断あり」を入れている理由は?根拠を調査する。

二次発がん

続発がんに変更する。放射線治療の施行に関係なく集積することを説明。

フリーコメントを追加。

・別表 1 : 疾患名

JASTRO 構造調 査分類	疾患名 (表記名)	疾患名日本語表記	病期分類
脳・脊髄腫瘍	CNS Tumor	中枢神経腫瘍	なし
頭頸部腫瘍	Hypopharyngeal Tumor	下咽頭癌	UICC 7th
	Laryngeal Tumor	喉頭癌	UICC 7th
	Lip and Oral Cavity Tumor	口唇および口腔癌	UICC 7th
	Major Salivary Gland Tumor	大唾液腺癌	UICC 7th
	Nasal Cavity and Paranasal Sinuses Tumor	鼻腔および副鼻腔癌	UICC 7th
	Nasopharyngeal Tumor	上咽頭癌	UICC 7th
	Oropharyngeal Tumor	中咽頭癌	UICC 7th
	Thyroid Tumor	甲状腺癌	UICC 7th
	Tongue Tumor	舌癌	UICC 7th
	Ophthalmic Tumor	眼部腫瘍	UICC 7th
肺癌、気管・縦 隔腫瘍	Lung, Bronchogenic / Tracheal Tumor	肺癌	UICC 7th
	Pleural Mesothelioma	胸膜中皮腫	UICC 7th
	Thymic Tumor	胸腺腫	正岡分類
	Mediastinal Tumor	縦隔腫瘍	なし
乳癌	Breast Tumor	乳癌	UICC 7th
肝・胆・膵癌	Extrahepatic Bile Duct Tumor	肝外胆管癌	UICC 7th
	Gallbladder Tumor	胆囊癌	UICC 7th
	Hepatocellar Carcinoma	肝細胞癌	UICC 7th
	Intrahepatic Bile Duct Tumor	肝内胆管癌	UICC 7th
	Pancreatic Tumor	膵癌	UICC 7th
食道癌	Esophageal Tumor	食道癌	UICC 7th
胃・小腸・結腸・ 直腸癌	Anal Canal Tumor	肛門管癌	UICC 7th
	Appendix Tumor	虫垂癌	UICC 7th
	Colon Tumor	大腸癌	UICC 7th
	Gastric Tumor	胃癌	UICC 7th
	Gastrointestinal Stromal Tumor	GIST (消化管間質腫 瘍)	UICC 7th
	Rectal Tumor	直腸癌	UICC 7th
	Small Intestinal Tumor	小腸癌	UICC 7th
婦人科腫瘍	Cervical Tumor of Uterus	子宮頸癌	UICC 7th
	Corpus Tumor of Uterus	子宮体癌	UICC 7th
	Fallopian Tube Tumor	卵管癌	UICC 7th

	Ovarian Tumor	卵巢癌	UICC 7th
	Uterine Sarcomas	子宮肉腫	UICC 7th
	Vaginal Tumor	膣癌	UICC 7th
	Vulval Tumor	外陰癌	UICC 7th
泌尿器系腫瘍	Adrenal Cortical Tumor	副腎皮質腫瘍	UICC 7th
	Bladder Tumor	膀胱癌	UICC 7th
	Penis Tumor	陰茎癌	UICC 7th
	Prostate Tumor	前立腺癌	UICC 7th
	Renal Tumor	腎癌	UICC 7th
	Testicular Tumor	精巣癌	UICC 7th
	Ureteral Tumor	腎孟・尿管癌	UICC 7th
	Urethral Tumor	尿道癌	UICC 7th
造血器リンパ系腫瘍	Hodgkin Lymphoma	ホジキンリンパ腫	Ann Arbor
	Leukemia	白血病	なし
	Multiple Myeloma	多発性骨髄腫	国際病期分類
	Mycosis Fungoides	菌状息肉腫	AJCC
	Non-Hodgkin Lymphoma	非ホジキンリンパ腫	Ann Arbor
	Plasmacytoma/Solitary Myeloma	形質細胞腫/孤立性骨髄腫	国際病期分類
皮膚・骨・軟部腫瘍	Bone Tumor	骨腫瘍	UICC 7th
	Soft Tissue Tumor	軟部腫瘍	UICC 7th
	Skin Tumor	皮膚癌	UICC 7th
	Malignant Melanoma of Skin	皮膚悪性黒色腫	UICC 7th
	Merkel Cell Carcinoma of Skin	皮膚のメルケル細胞癌	UICC 7th
その他(悪性腫瘍)	Primary Unknown Tumor	原発不明癌	なし
良性疾患	Angioma	血管腫	なし
	Arteriovenous malformation	動静脈奇形 (AVM)	なし
	Basedow Disease	バセドウ病	なし
	Keloid	ケロイド	なし
	Pterygium	翼状片	なし

検討

- 基本的に、UICC-TNM 分類で定義されている疾患には全て対応したいと思います。(一部未実装)
 - ✓ 現状での未実装部分 (これらも、独立した疾患名として登録を検討)
 - ✧ Malignant Melanoma of Conjunctiva (TNM 未入力)

- ✧ 上気道の悪性黒色腫 (TNM 未入力)
- ✧ 眼瞼の皮膚癌 (TNM 入力)
- ✧ 結膜癌 (TNM 入力)
- ✧ 結膜悪性黒色腫 (TNM 未入力)
- ✧ ぶどう膜悪性黒色腫 (TNM 未入力)
- ✧ 網膜芽細胞腫 (TNM 未入力)
- ✧ 眼窩肉腫 (TNM 未入力)

- 疾患名英語表記は "Tumor" で統一しているが、意見を伺いたいところです。
- 放射線治療適応となる良性腫瘍のリストはこれでいいか
- 小児腫瘍として、Wilms 腫瘍、神経芽腫、小児横紋筋肉腫、小児非ホジキンリンパ腫などは Staging が独立してあることから別疾患として入力した方がよいか? (現状未対応)

別表 2: 今回の治療

項目	説明内容
新鮮	その疾患に対する初回根治治療の一環として(術後、予防等含む)放射線治療が施行された場合、こちらを選択する。初回診断時に遠隔転移を有し、初回治療に緩和照射を行う場合はこちらを選択する
再発	手術、化学療法など、以前に何らかの治療を施行した後再燃・再発した場合に放射線治療を行った際に選択する。局所再発、領域リンパ節再発や初回診断・治療後の遠隔転移はこちらを選択する
不明	

検討: 項目、および対応する説明はこれでよいか

別表 3: 併用療法

- なし
- 手術(術前)
- 手術(術中)
- 手術(術後)
- 化学療法(同時併用)
- 化学療法(照射前)
- 化学療法(照射後): コメント; 照射後の項目は基本的に"予定"を入れる
- ホルモン療法(同時併用)
- ホルモン療法(照射前)
- ホルモン療法(照射後)
- 分子標的薬(同時併用)
- 分子標的薬(照射前)
- 分子標的薬(照射後)